**○○町内会臨時総会議事録**

　　　　　　　　　　　　日　　時　　　　令和　　年　　月　　日

時　　　分開会

　　　　　　　　　　　　場　　所 ○○　町内会館大広間

一、開会及び臨時総会成立報告　**大仙太郎**（以下「事務局」という。）

　事務局は、現○○町内会規約第 条に総会成立についての規定がある。総会は、構成員の過半数以上の出席をもって成立し、同一世帯内の者が出席した場合は出席と見なし、又、委任状の提出があった場合も同様とするとの規定があるので、本日は、○○会員中○○名の出席と、○○名の委任状があるので、本臨時総会は成立したことを報告す。（欠席○名）

一、町内会長挨拶 　○○○○（以下「会長」という。）

　会長は、令和　　年　月の総会において、「地縁による団体」について調査研究委員会を設置して検討することを決議し、その後令和　　年

　月　　日の臨時総会において、その内容や権利義務関係等を説明し、全員の一致をもって、「地縁による団体」の法人化を進めることを決議されている。調査研究委員会では、これまで大仙市役所の担当者からの説明会やアドバイスを受けるとともに、他団体の事例などを参考にしながら、さらに、土地所有権者や相続関係等について種々調査検討してきた。ようやく本申請への準備が整ったので、本日臨時総会を開催するもので、よろしくご審議頂きたい旨の挨拶をした。

一、議長選出

　事務局より、○○町内会規約第　　条では、会議の議長は、その構成員の中から選出する旨の規定があり、その選出方法について会場に諮る。 会場より、会長一任という声があり、会長は( )氏を指名したいと発言し、議場に諮り（　　）氏にお願いすることに決定する。

　議長(　　　　)は、昭和　　年に　　名で会館敷地を取得し、会館を

建設してから　　年の歳月が経ったが、転出者等の所有権移転が問題と

なってきている。今日の臨時総会は、法人格を得るための総会であり、

議事進行について協力をお願いしたいと挨拶をした。

　又、議事録署名員に、　　　　　　、　　　　　、の２名と、書記

の以上３名を指名した。

一、議事

■議案第１号　○○町内会の法人化の申請について

　　議長は、議案第１号についての説明を事務局に求め、事務局は、法人化するための手続き及び認可条件など、これまで調査研究してきたことや、既に認可を受けている他団体の例も含めて説明した。

　　特別異議唱える者もなく、議長の提案で全員の拍手をもって承認された。

■議案第２号　○○町内会規約の改正について

　　議長は、議案第２号　○○町内会規約の全面改正についての説明を求め、事務局は、規約改正の必要性を説明するとともに、規約案を１条ずつ説明を加えながら朗読説明する。

又、現町内会規約は、大仙市長が新町内会規約を認可した日をもって廃止される旨を説明す。

会員より異議もなく、議長の提案で全員の拍手をもって承認された。

尚、議長は、本規約に関し、大仙市と協議し、字句などの修正が必要な場合は、申請者に一任されたい旨を提案し、了解された。

■議案第３号　役員の選任について

　　議長は、議案第３号　○○町内会の役員の選任について説明を求め、　事務局は、規約第９条に基づき朗読説明する。

役員の選出方法について会場に諮ったところ会場より、事務局一任という声があり、次のように役員を選出した。

会　長

副会長

会　計

書　記

監　事

■議案第４号　　共有財産の町内会名義の登記について

議長は、議案第４号について説明を求め、事務局より、昭和　　年に町　内会館敷地として会員　　名が資金を出し合って取得した土地・建物であるが、認可後は町内会に各人が寄付することにより、町内会所有となる旨を説明するとともに、登記手続き及び登記費用負担割合等については、新年度予算と認可の関係があることから、認可後の総会で協議したと説明した。

　その後、特別異議なく原案の通り承認された。

■議案第５号　地縁による団体の法人化申請に係る申請者の選任について

議長は、地縁による団体の法人化を認可申請する場合、代表者１名必要である旨を会場に説明し、議長は代表者として、（　　）氏を指名したい旨を諮り、異議なく承認された。

　　議長は、予定の議案全てが承認された。長時間にわたる慎重なる審議に対し御礼を述べ、これで議長の職をおりると挨拶した。

　　時に午後　　時　　分

以上は、議事の内容を記したものであり、相違無いことを証するため、下記に署名押印する。

　　　議　　　　長　　　 　 ○印

　 議事録署名人 　 ○印

　　　議事録署名人 ○印

　　 書　　　　記 ○印